

第 1 回 鈴木遺跡保存活用計画検討委員会 次第

日時：令和 3 年 10 月 27 日 午後 2 時～4 時(予定)

場所：鈴木遺跡資料館、鈴木遺跡保存管理等用地

1. 開会挨拶
2. 事務局紹介、委員自己紹介
3. 委員長、副委員長の選出 (互選)
4. 報告 鈴木遺跡の概要と委員会の目的 (事務局)
5. 今後のスケジュール等について
 - * 第 2 回委員会および今後の予定 (資料 1-2)
 - * 第 1 回委員会終了後アンケートのお願い
6. 視察
 - ① 鈴木小学校内「古代のオアシス」
 - ② 鈴木遺跡保存管理等用地へ徒歩で移動
 - ③ 現地解散

*配布資料

第 1 回鈴木遺跡保存活用計画検討委員会資料

『月刊文化財』(令和 3 年 2 月号)「新指定の文化財-記念物-」 コピー

『旧石器時代の鈴木遺跡』

『鈴木遺跡 たんけんマップ』

鈴木遺跡クリアファイル

小平市鈴木遺跡資料館案内チラシ

第1回 国指定史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会資料

1. はじめに

鈴木遺跡は、昭和49年に鈴木小学校の建設時にその存在が確認され、発掘調査の結果、日本を代表する旧石器時代遺跡であることが判明しました。

市では、平成25年度から鈴木遺跡の国史跡化を目指す取り組みを推進し、令和3年3月26日の官報告示によって国史跡に指定されました。

史跡指定された鈴木遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承するため、鈴木遺跡の管理運用基準となる「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」を策定します。

2. 文化財保存活用計画とは

保存活用計画は、国指定文化財及び登録文化財を対象に、その所有者又は管理団体（鈴木遺跡の場合は、管理団体の小平市）が作成するものです。各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者や管理団体において取り組んでいく具体的な取組の内容を決めたもので、当該文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画です。

保存活用計画において、当該文化財の保存状態や管理状況等の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定めて、これに基づく中・長期的な観点からの取組を進めていきます。

保存活用計画の作成・推進を通じて、当該文化財の保存・活用に関する基本的な考え方や、厳密に保存すべき箇所と改変が許容される部分・程度等が明確化され、所有者や管理団体が自らの判断に基づき、迅速に修理や活用を図ることができること、また、保存・管理の的確性が向上し、特定の行為を行う場合に必要な許可や届出など法に基づく手続等が分かりやすくなること、さらに、保存・活用のために必要な事項が地域住民や行政等にも“見える化”され、所有者や管理団体だけでは対応が難しい部分への支援強化が見込めることなどの効果が期待されます。

3. 鈴木遺跡保存活用計画検討委員会の設置

本計画の策定に当たり、有識者及び公募市民からなる「鈴木遺跡保存活用計画検討委員会（以下、「委員会」）」を設置しました。委員会で協議を重ね、様々な意見を受けて、民意を反映した鈴木遺跡保存活用計画の作成を進めます。

4. 小平市の個別計画等との関係

本計画は、小平市に所在する国指定文化財のうち鈴木遺跡を対象として、文化財保護法第129条の2に基づいて保存及び活用の考え方や具体的な取組内容を定めた計画であるため、本市の既存の計画との整合性を図って作成していきます。

鈴木遺跡保存活用計画と関係する小平市の計画は次の通りです。

計画名	鈴木遺跡との関連事項
<p>小平市第四次長期総合計画 令和3年(2021)策定 令和14年(2032)度迄</p>	<p>小平市が策定する計画の最上位に位置するものであり、将来の都市像やまちづくりの基本目標などを示す計画です。</p> <p>第1編 第3章 まちづくりの取組と成果 ② 第三次長期総合計画のふりかえり ■安心・安全で、いきいきとしたまち(地域・安全・生活・文化)実施した主な施策等 ●鈴木遺跡の東京都指定史跡化及び国指定史跡化に向けた取組</p> <p>第2編 第3章 取組の方向性 基本目標1 ひとづくり 一人が育ち、学び、新たな価値を創造す町ー 令和14(2032)年のありたい姿 ●身近なところで郷土の文化芸術に親しむことができ、途切れることなく次世代に継承されるとともに、多様で様々な価値観を持つ人々が集まることで、既存の価値観を変える遊びの精神が融合し、新しい価値が生み出されています。</p> <p>方針3 まちの誇りと受け継ぎ、発展させる(歴史、文化芸術) ▶子どもから大人まで、地域の伝統・芸術・文化・歴史・自然に対する認識を深め、郷土愛を育みます。 ▶文化財の保存と啓発を進め、確実に後世に継承するとともに、地域振興の資源としての活用を図ります。</p>
<p>小平市都市計画マスタープラン 平成29年(2017)策定 令和8年(2026)度迄</p>	<p>小平市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の法的根拠となるものです。</p> <p>第3部 全体構想と実現に向けた取組 第2章 まちづくり目標に基づく戦略 まちづくりの目標3 にぎわいを育むまちを作る 人のつながりや交流を育む場の整備 市民が住んでいるまちに愛着や誇りを持ち、また市外の人が訪れたい気持ちになる魅力あるまちづくりを進めます。 具体的には、都県を越えた来訪名の玄関口として期待する新小平駅周辺に農を身近に感じる空間としての小平都市計画公園(3・3・1 鎌倉公園)整備や鈴木遺跡の国指定史跡化に向けた原っぱ状の広場の整備など、くらしに身近な交流の拠点づくりを進めます。</p> <p>第4部 地域別構想 第2章 地域ごとのまちづくりの方針 3-3 鉄道駅周辺地区のまちづくりの方針<花小金井駅周辺地区> ②花小金井駅周辺地区のまちづくりの方針 ○幹線道路整備や鉄道立体化により、周辺の道路渋滞は緩和され、花小金井駅を中心とした人や車の広域に渡る道路ネットワークの充実・強化が図られるとともに、公共交通ネットワークの充実・強化を図ることで、花小金井駅周辺地区へのアクセス性が向上します。これにより、小平グリーンロードや都立小金井公園、国指定史跡化をめざす鈴木遺跡などを結ぶネットワークを形成し、人の交流が生まれ、市民のまちに対する誇りの醸成と来訪者にとって魅力的なまちの形成が促進され、地域の活性化が期待できます。</p>

<p>小平市第3次みどりの基本計画 令和3年(2021)策定 令和12年(2030)度迄</p>	<p>都市緑地法第4条に基づき小平市が定めた計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。</p> <p>第4章 みどりのまちづくりに取り組む</p> <p>1 市民の共有財産として質の高いみどりを守り育てよう(みどりのまちづくりの基本方針)</p> <p>(2) 公園・緑地・用水路等の整備・維持管理(みどりのまちづくり施策) 旧石器時代の代表的な遺跡として国史跡に指定されている鈴木遺跡については、鈴木遺跡保存管理等用地を遺跡広場として整備することを検討し、市民に親しまれる地域の文化・交流拠点の創出を目指します。</p> <p><関連取組></p> <p>○鈴木遺跡の整備促進 鈴木遺跡保存管理等用地の遺跡広場としての整備を検討します。</p> <p>2 地域別のみどりのまちづくりの方針</p> <p>2-3 東地域</p> <p>(1)地域の特性 主なみどりの資源 その他の特徴的な緑 鈴木遺跡</p> <p>(2)みどりのまちづくりの方針</p> <p>①水と緑のネットワーク形成 ・みどりの骨格である小平グリーンロードとして位置付けられる、狭山・境緑道、玉川上水や鈴木用水沿い等のみどりを保全するとともに、新たなみどりの拠点として、小平都市計画公園(2・2・5 武蔵公園)や鈴木遺跡などのネットワーク化を図るなど、散策や健康づくりの場等として活用できる快適なみどり空間として利用を促進します。</p> <p>②公園・緑地等の整備と活用 ・旧石器時代の代表的な遺跡として国史跡に指定されている鈴木遺跡については、遺跡包蔵地保存のための鈴木遺跡保存管理等用地を保存区及び遺跡広場として整備することを検討し、市民の誇りとして親しまれる地域の文化・交流拠点の創出を目指します。</p>
<p>改訂版小平市教育振興基本計画 平成30年(2018)改訂 令和4年(2022)度迄</p>	<p>教育基本法に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年(1956)法律第162号)に基づく「小平市教育大綱」に位置付けられています。</p> <p>第4章 施策の展開</p> <p>(14) 郷土愛と後継者の育成</p> <p>【施策の方向性】</p> <p>◇地域の伝統・芸術・文化・歴史・自然に対する認識と、これらを貴重な財産として保存し、次世代に引き継ぐ意識を高めることによって、郷土愛を育みます。</p> <p>◇地域の文化・歴史・自然等の財産を引き継ぐために不可欠な後継者を育成します。</p> <p>◇小平市の文化振興の基本方針に基づき、東京2020大会を契機とする文化振興を進めます。</p> <p>【主な施策】</p> <p>◆文化財の保存と啓発の推進 市内に残る鈴木遺跡や玉川上水などの保存を図るとともに、広く内外に紹介し、市民の郷土に対する認識を高めます。鈴木遺跡については、引き続き資料館の適切な管理・運営と、景観を含めた保存・活用や、市ホームページなどによる情報発信を積極的に行います。</p> <p>◆鈴木遺跡の国指定史跡化 重点プロジェクト わが国の後期旧石器時代の遺跡として広く知られる鈴木遺跡を国指定史跡とする事業を推進します。また、次の世代に引き継いでいくためのより効果的な保存、活用を図るとともに、市民をはじめ国内外の多くの方々に遺跡の意味や価値を正しく理解し、関心をもってもらえるよう、情報発信を行います。</p>

<p>小平市の文化振興の基本方針 平成28年(2016)改訂 令和4年(2022)度迄</p>	<p>小平市の文化振興の総合的な推進を図るために策定された基本方針です。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の、文化やスポーツを取り巻く環境と、市民の意識を捉えたうえで、基本方針に掲げている事業の取組の効果を検証し、今後の施策に反映するため、対象期間を令和2年度から令和4年度まで延伸しました。</p> <p>第2章 小平市の文化の現状 3 小平市の文化資源 【文化財】 鈴木遺跡(都指定史跡) 【公共施設】 鈴木遺跡資料館</p> <p>第4章 文化振興施策の視点と取組 2 地域の歴史・伝承の継承、さまざまな文化資源の活用 (1) 歴史的文化資源の継承と魅力 貴重な歴史的文化資源を後世に受け継いでいくことは、現代を生きる私たちにとって重要な役割です。 日本における旧石器時代の代表的な遺跡として、東京都指定史跡となっている鈴木遺跡については、より効果的な保護と周知活用を図るため、文化庁や東京都教育委員会等と協議・調整を図り、国指定史跡化の取組を推進していきます。</p>
<p>小平市観光まちづくり振興プラン 平成26年(2014)策定 令和5年(2023)度迄</p>	<p>小平市の地域活性化のために、これまでの実績をふまえて、目指すべき観光のまちのイメージを明確にし、その実現に向けた方策を示すものです。</p> <p>第3章 小平市の観光アクションプラン 50 2. アクションプラン 50 と重点施策 目標5：文化・交流につながる地域資源を活用する プラン 36 各施設の包括的な広報 小平ふるさと村、平櫛田中彫刻美術館、鈴木遺跡資料館、ふれあい下水道館の特徴を際立たせた広報をし、さらに各施設を包括的に広報することで、魅力アップにつなげます。</p>

5. 保存活用計画で策定する(計画書に記載する) こと

第1章 計画策定の沿革・目的

保存活用計画を決める上でのことを、この検討委員会のことを含めて記載していきます。

第2章 鈴木遺跡の概要

史跡指定に関する情報をまとめます。これによって国が認めた鈴木遺跡の価値付けや、保護の必要性や現状保護されている範囲について明示します。

第3章 鈴木遺跡の本質的価値

鈴木遺跡のもっている学術的な価値や貴重性について示します。これによって、鈴木遺跡の関係者や計画書を読んだ人が、鈴木遺跡の持つ重要性について、共通した価値観をもてるようにします。

第4章 鈴木遺跡の現状と課題

鈴木遺跡の現状(今の状態)について、指定地の全体や個別のことごとに記載して、保存・活用・整備・運営体制の観点から、今後の課題を明らかにします。6章～9章では、その課題を克服するための方法を決めます。

第5章 大綱・基本方針

鈴木遺跡の望ましい将来像を「大綱」として決めます。そして、その将来像を実現するための保存・活用・整備・運営体制についての基本方針を決定します。

第6章 保存

第4章・第5章を基にして、鈴木遺跡を保存するための具体的な方法を決めていきます。

第7章 活用

第4章・第5章を基にして、鈴木遺跡を活用するための具体的な方法を決めていきます。

第8章 整備

第4章・第5章を基にして、鈴木遺跡を整備するための具体的な方法を決めていきます。

第9章 運営体制の整備

第4章・第5章を基にして、鈴木遺跡の運営体制の具体的な整備について決めていきます。

第10章 施策の実施計画の策定と経過観察

第6章～第9章で決めた、保存・活用・整備・運営体制の整備に関する具体的な方法について、実施計画として実効性のある道筋・期間を示します。また、それを守るための経過観察の方法について決めます。

6. 鈴木遺跡の指定範囲



国史跡鈴木遺跡保存活用計画策定の基本方針について

1 計画策定の背景

鈴木遺跡は、昭和49年に鈴木小学校の建設時にその存在が確認され、発掘調査の結果、日本を代表する旧石器時代遺跡であることが判明しました。

市では、平成25年度から鈴木遺跡の国史跡化を目指す取り組みを推進し、令和3年3月26日の官報告示によって国史跡に指定されました。

史跡指定された鈴木遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承するため、鈴木遺跡の管理運用基準となる「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第129条の2に規定される「史跡名勝天然記念物保存活用計画」に相当するもので、国史跡「鈴木遺跡」の保存・管理・整備・活用に関する基本的な考え方を示し、鈴木遺跡を管理・運用する上での指針とします。

また、計画の策定に当たっては、小平市第四次長期総合計画、小平市教育振興基本計画、小平市の文化振興の基本方針の計画等と整合を図るものとします。

3 計画対象期間

対象期間は令和5年度からとし、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画策定体制**(1) 小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会**

計画策定に当たり、有識者及び公募市民からなる検討委員会を設置し、計画案の検討を行います。

(2) 市民からの意見・要望等の収集

計画の策定にあたっては、(1)による公募市民の参加のほか、史跡指定範囲と近隣の住民を中心とした地域懇談会の実施、また計画の素案の段階における市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施により、市民から広く意見を収集するものとします。

(3) 庁内体制の確保

関係する部局の連携を図るため、「国史跡鈴木遺跡保存活用計画策定調整会議」を設置します。

5 計画策定上の留意事項**(1) 市議会への報告**

計画策定に当たっては、本基本方針の策定及び市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施の際等、適宜、市議会へ報告します。

(2) 情報の公開

検討委員会は公開とし、会議の要旨及び会議資料等は、終了後速やかに、市ホームページ及び市政資料コーナーで公表します。

6 計画策定スケジュール概要（案）

年度	月	検討委員会・市民意見収集等	事務局・所管課
令和3年度	4月		
	5月		
	6月		計画策定方針の決定・教育委員会報告
	7月	市民委員公募	
	8月	市民委員選考審査会	
	9月		調整会議
	10月	第1回検討委員会 (委員顔合せ・現地視察等)	
	11月		
	12月		調整会議
	1月	第2回検討委員会（課題整理）	
	2月		
	3月		調整会議
令和4年度	4月	第3回検討委員会（計画原案検討）	
	5月		
	6月	地域懇談会	調整会議
	7月	第4回検討委員会（計画素案検討）	
	8月		教育委員会協議
	9月	パブリックコメント実施	
	10月		調整会議
	11月	第5回検討委員会（計画案について）	
	12月		教育委員会議決
	1月		
	2月		
	3月		計画策定・計画書の印刷・製本

※スケジュールについては、進捗状況により変更の可能性あり。

小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱

令和3年6月14日制定

(設置)

第1条 小平市における国史跡鈴木遺跡の保存、管理、整備及び活用に関する国史跡鈴木遺跡保存活用計画（以下「計画」という。）の策定について検討を行うため、小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、識見を有する者及び市民のうち、小平市教育委員会教育長が依頼する委員10人以内をもって構成する。

2 委員のうち4人以内は、公募により選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、設置の日から計画が策定される日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域振興部文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

【表1】委員名簿

委員

氏名	位置づけ
新 正 (あらた ただし)	公募市民
井口 修 (いぐち しゅう)	学識経験者
石田 信隆 (いしだ のぶたか)	公募市民
磯貝 京子 (いそがい きょうこ)	学識経験者
小柳 知代 (こやなぎ ともよ)	学識経験者
佐藤 宏之 (さとう ひろゆき)	学識経験者
鈴木 庸夫 (すずき つねお)	学識経験者
竹内 誠一郎 (たけうち せいいちろう)	学識経験者
常盤 順子 (ときわ じゅんこ)	公募市民
吉田 昌子 (よしだ しょうこ)	公募市民

オブザーバー

氏名	所属・役職等
渋谷 啓一 (しぶや けいいち)	文化庁文化財第二課史跡部門 主任調査官
鈴木 徳子 (すずき のりこ)	東京都教育庁地域教育支援部管理課 課長代理
山田 和史 (やまだ かずふみ)	東京都教育庁地域教育支援部管理課 主事

事務局

氏名	所属・役職等
篠宮 智己 (しのみや ともみ)	小平市地域振興部 文化スポーツ担当部長
島田 秀幸 (しまだ ひでゆき)	小平市地域振興部文化スポーツ課 課長
小川 望 (おがわ のぞむ)	小平市地域振興部文化スポーツ課 課長補佐
高田 賢治 (たかだ けんじ)	小平市地域振興部文化スポーツ課 主事

鈴木遺跡管理団体の指定告示(令和3年6月21日)

3 令和3年6月21日 月曜日 官 報 第517号

上		下	
名称	指定告示	名称	指定告示
湯浅党城館跡	令和三年文部科学省告示第四十四号	湯浅町(和歌山県)	
湯浅城跡		地方公共団体名	
藤並館跡		有田川町(和歌山県)	

令和三年六月二十一日 文化庁長官 都倉 俊一

○文化庁告示第五十一号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、和歌山県湯浅町及び有田川町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

上		下	
名称	指定告示	名称	指定告示
屋形遺跡	令和三年文部科学省告示第四十四号	釜石市(岩手県)	
鈴木遺跡	令和三年文部科学省告示第四十四号	小平市(東京都)	
鈴鹿関跡	令和三年文部科学省告示第四十四号	龟山市(三重県)	
舟木遺跡	令和三年文部科学省告示第四十四号	淡路市(兵庫県)	
下岡田官衙遺跡	令和三年文部科学省告示第四十四号	府中町(広島県)	
小部遺跡	令和三年文部科学省告示第四十四号	宇佐市(大分県)	
北谷城跡	令和三年文部科学省告示第四十四号	北谷町(沖縄県)	

文化庁長官 都倉 俊一

三 動物界脊椎動物門爬虫綱かめ目ぬまがめ科の項を次のように改める。
ぬまがめ科 (はこがめ類、淡水がめ類)
グラブテニユス (spp.)
エミユス、オルビクラリス
ウクライナ(ウクライナの個体群に限る。)

○文化庁告示第五十号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

上		下	
名称	指定告示	名称	指定告示
オリオルス・オリオルス		ウクライナ(ウクライナの個体群に限る。)	
しじゅうから科		ウクライナ(ウクライナの個体群に限る。)	
しじゅうから類		ウクライナ(ウクライナの個体群に限る。)	
みそぎさい科		ウクライナ(ウクライナの個体群に限る。)	
みそぎさい類		ウクライナ(ウクライナの個体群に限る。)	

○文化庁告示第五十二号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、徳島県徳島市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

上		下	
名称	指定告示	名称	指定告示
阿波遍路道	平成二十二年文部科学省告示第百二十三号、平成二十五年文部科学省告示第百四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百七十五号、平成二十八年文部科学省告示第百四十四号、平成二十九年文部科学省告示第百四十二号、平成三十年文部科学省告示第百八十二号及び令和三年文部科学省告示第四十八号	徳島市(徳島県)	
大日寺境内		地方公共団体名	
地蔵寺境内			
焼山寺道			
一宮道			
常楽寺境内			
恩山寺道			
立江寺道			
鶴林寺道			
鶴林寺境内			
太龍寺道			
かも道			
太龍寺境内			
いわや道			
平等寺道			
雲辺寺道			

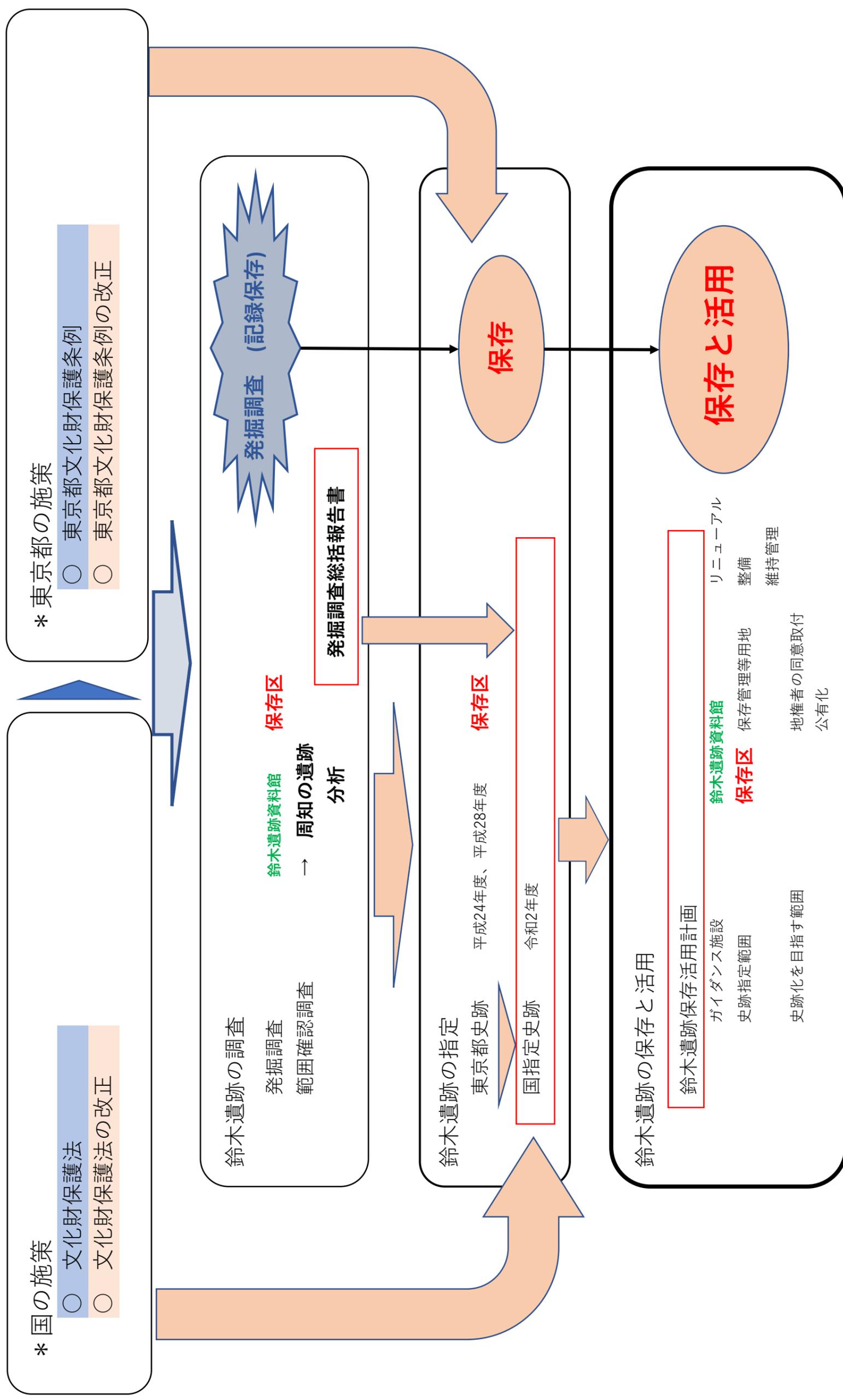
文化庁長官 都倉 俊一

○文化庁告示第五十三号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、香川県さぬき市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

上		下	
名称	指定告示	名称	指定告示
讃岐遍路道	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号、平成二十六年文部科学省告示第百四十一号、平成二十九年文部科学省告示第百四十一号及び令和三年文部科学省告示第四十八号	さぬき市(香川県)	
曼荼羅寺道		地方公共団体名	
善通寺境内			
根香寺道			
大窪寺道			

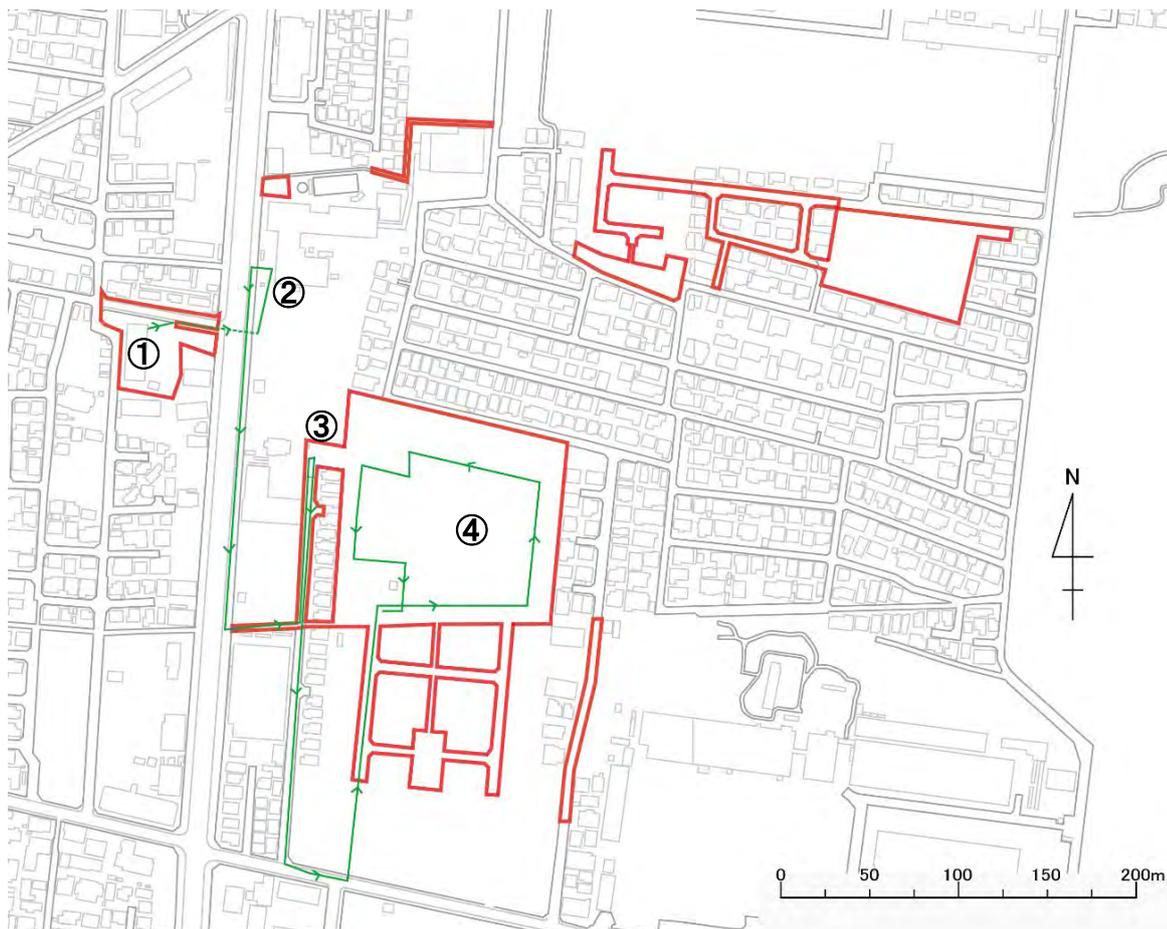
文化庁長官 都倉 俊一

鈴木遺跡保存活用計画の考え方



視察ルート

資料 5



- ① 鈴木遺跡資料館
- ② 「古代のオアシス」
- ③ 鈴木小南公園
- ④ 鈴木遺跡保存管理等用地

